

申告書の受け付けが始まります 忘れずに提出を!

2月16日(月) ~ 3月16日(月)

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。忘れずに提出しましょう。窓口での受け付けは、2月16日(月) ~ 3月16日(月)、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車の来場は「遠慮ください」。

なお、申告は郵送でも受け付けます。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、ボールペンや万年筆で記載の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ

〒189-1855、東村山市本町1-20-22
☎042-394-6811

申告書は自分で書いて早めに提出を

所得税の申告と納税は2月16日(月) ~ 3月16日(月)です。

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(火)までです。

所得税の確定申告が必要 な方

(1) 事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、20年中の各種所得の合計

額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
①給与の年収が2000万円を超える方
②給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方
③給与以外の所得が20万円を超える方
④同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料等の支払いを受けている方
⑤所

次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与と支給されている方
②21年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、勤務先から市役所へ給与と支給されている方

申告が必要な方

(1) 21年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、勤務先から市役所へ給与と支給されている方



申告を行う際のお願い

市役所でお受けできる確定申告書は、市役所・各会場とも次のものに限定させていただきます。

①提出のみの方=内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

②簡易な申告の方=給与や公的年金のみの収入の方
▼前記に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所に来庁される場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かる項目は記載し、筆記具・計算機をご持参ください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。

【ご注意】市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をされる方は東村山税務署へ申告をしてください

合があります

サラリーマンで還付申告をされる方へ

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けることができる方、また、年の中途で退職したため年末調整を受けることができなかった方等は、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

【注意】振り込みは、申告者(本人)名義の口座に限り、還付金の振込先は確実に記入してください

納税は便利な口座振替で

申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用

市民税・都民税の申告
申告と相談は市役所課税課市民税係へ

詳しくは同係(内線23333・23337、土曜・日曜日、祝日はお休みです)

申告が必要な方

(1) 21年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、勤務先から市役所へ給与と支給されている方



【ご注意】市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をされる方は東村山税務署へ申告をしてください

(1) 「申告が必要な方」の

ご注意ください

東村山税務署は、土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月22日と3月1日のいずれも日曜日に限り、午前9時~正午、午後1時~5時に、同税務署で確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

また、当日は電話での相談、国税の領収、納税証明の発行は行っていません。

すると、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用可)から振り替えて納税することになるので、手間がかからず、また、うっかり納期限を忘れることもなくなり大変便利です。新たに



口座振替を希望される場合は、預貯金先の金融機関等または税務署に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。20年確定申告分の口座振替日は、所得税が4月22日(水)、個人事業者の消費税と地方消費税が4月27日(月)です。

寄附金制度が新しくなりました

これまで税率をかける前の所得から控除をする所得控除だった寄附金が、税率をかけた後の税額から直接控除する寄附金税額控除として改正されました。対象となる寄附をされた方は、確定申告や市への申告により税金が控除されます(領収書が必ず必要となります)。20年1月1日以降に都道府県・市区町村に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます。

(1) 寄附金税額控除の対象となる寄附金

①都道府県または市区町村に対する寄附(ふるさと納税)

※国や政党等への寄附は対象とはなりません。

②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの

③その他、東久留米市が条例等により指定する団体への寄附金(市民税のみ控除となります)

(2) 寄附金税額控除の控除額の上限は総所得金額等の30%であり、適用下限額は5,000円になります。

(3) 寄附金税額控除の控除額

①都道府県または市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)

A=(都道府県・市区町村に対する寄附金-5,000円)×10%

I=(都道府県・市区町村に対する寄附金-5,000円)×(90%-所得税の限界税率(下表を参照))

A+Iの合計額を税額控除(市民税3/5、都民税2/5)

Iについては個人住民税所得割のおおむね1割を上限としています。

②住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字支部に対する寄附金(市民税、都民税両方の金額が控除となります)

市民税=(寄附金-5,000円)×6%、都民税=(寄附金-5,000円)×4%

③その他、東久留米市が条例等により指定する団体への寄附金(市民税のみの控除となります)

市民税=(寄附金-5,000円)×6%

※①~③の寄附金の分類のうち2種類以上の寄附金がある方は、課税課(内線2333-2337)へ問い合わせてください。

所得税の限界税率

所得税の課税される所得金額	限界税率
1,000円 ~ 1,949,000円	5%
1,950,000円 ~ 3,299,000円	10%
3,300,000円 ~ 6,949,000円	20%
6,950,000円 ~ 8,999,000円	23%
9,000,000円 ~ 17,999,000円	33%
18,000,000円 ~	40%

※所得税の課税される所得金額とは、総所得金額から社会保険料控除などの所得控除を差し引いたものです。

税理士会による確定申告の無料相談会場(小規模納税者)

会場	日程	受付時間
市役所7階 701会議室	2月16日(月) ~ 2月19日(木)	午前9時半~11時半 午後1時半~3時半

※受付時間は混雑の状況により早く締め切ることがあります。※所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月20日(金) ~ 3月16日(月)	午前8時半~11時 午後1時~5時

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(20年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になっている場合は除く)。

※申告書を提出することにより、前年中に支払った証明書の資料となります。

申告に必要なもの

申告書・源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類・社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書・国民健康保険

より、非課税証明書発行などの資料となります。

申告に必要なもの

申告書・源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類・社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書・国民健康保険

税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料、国民年金で前年中に支払った領収書等認め印

ご注意ください

上場株式の売買をされた方で、特定口座を指定し住民税を特別徴収されていた方は、確定申告をすることにより21年度住民税の課税をする際に特別徴収された住民税を減額すること

ができるようになります。

※確定申告をすることにより21年度住民税の課税をする際に特別徴収された住民税を減額すること

